

第2号議案

豊後大野市行政不服審査関係手数料条例の一部改正について

豊後大野市行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年2月24日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例

豊後大野市行政不服審査関係手数料条例（平成28年豊後大野市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）第4条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。）第7条第1項」に改める。

別表第2中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「デジタル行政推進法第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。